

## 個人情報取扱細則

### (目的)

第1条 本会個人情報保護規則（以下「規則」という。）の規定に基づき、及び同規則を実施するため、この細則を制定する。

### (個人情報保護管理者等)

第2条 個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）は、法令及び規則に基づく個人情報の取扱方法の整備、安全対策及び職員等に対する教育・監督並びに個人情報の収集、利用、管理、開示その他個人情報の管理運用を行う。

2 管理者は、前項の管理運用に際し、疑義のある事項又は本会の個人情報の取扱いについて重要と思料される事項を常 議員会又は関連委員会等に諮ることができる。

3 管理者は、その職務を総務委員会に補佐させることができる。

### (対応窓口)

第3条 個人情報取扱窓口及び苦情対応窓口は、本会事務局内に置く。

### (開示等の手続き)

第4条 規則19条1項の開示等の求めは必要事項を記載した書面を個人情報取扱窓口に提出する方法により行わせるものとする。

2 規則19条1項2号の規定による本人又は代理人であることの確認は、運転免許証その他の公的書類又はこれに準ずる方法により行う。本人の委任による代理の場合は、本人による委任がされたことを証する書類又はこれに準ずる方法により確認する。

3 規則20条の規定する手数料は、訴訟記録の謄写費用に準じ管理者が定める。

### (公表方法)

第5条 本会が法令又は規則に基づき利用目的等を公表するときは、原則として、本会ホームページ上にこれを公表する。

### (目録の作成)

第6条 管理者は、本会が保有する個人情報データベースの名称・利用目的等を記載した目録を作成し、管理する。

2 管理者は、本会が破棄した個人情報データベースの名称・破棄年月日等を記載した目録を作成する。

### (個人情報の収集等)

第7条 会員、委員会又は職員等は、本会の業務を遂行するにあたり、新たに個人情報の収集、利用目的の変更、外部提供、外部委託及び廃棄その他法令又は規則の適用を受ける行為をしようとするときは、その旨を管理者に申し出て、その許可を得なければならない。

2 管理者は、前項の許可の内容を記録化して保管する。

### (個人情報の保管)

第8条 管理者は、個人情報の保管を以下の準則に従って行う。

#### ① コンピュータにより保管される個人情報

コンピュータへのアクセス制限（パスワード等）、ウィルス対策（ウィルスソフト等）及びネットワーク経由の不正アクセス防止措置（ルータ等）

#### ② 紙媒体及び外部メディア（FD・MO等）により保管される個人情報

紙媒体・外部メディアの保管庫への収納と施錠

2 管理者は、担当職員等に前項のパスワード、鍵を厳重に保管させなければならない。

### (その他)

第9条 その他、法令又は規則に基づき行うべき諸施策については、管理者がこれを適宜行う。

## 附 則

この細則は、個人情報保護規則の施行の日から施行する。